

本ガイドラインで取り上げている具体的な対策（努力義務等を含む）は、以下のとおりです。

組織体制の関係では、本部は「個人情報安全管理委員会」を設置するとともに、個人情報管理責任者を定めて安全管理に関するマニュアル、個人情報取扱手順書、社内規定等を社内に公表し、また、必要なものについては社外に向けて公表する。

従業員等の関係では、本部は教育・研修責任者を指名し、従業員のみならず派遣・パート・アルバイトを対象として、定期的に教育研修を行う。

委託先の関係では、本部は自らと同等のレベルの安全管理措置を委託先にも求める。

個人情報を取得する場合のルール、利用する場合のルール、第三者に提供する場合のルールの他に個人情報の管理についても、個人データの開示、訂正、削除及び利用停止のルールを定め、個人情報保護法を遵守する。

危機管理の関係では、本部は事故後直ちに調査を実施し、調査結果に基づき、速やかに顧客対応・プレス対応・行政等との連携に関する方針を決定する。

加盟店の関係では、本部は加盟店の個人情報の取得、管理状況を調査し、その実態を把握した上で、個人情報の取得、管理に関するアドバイスを行う。また、加盟店の教育・研修への出席、報告聴取等必要な措置につき、フランチャイズ契約等により確認する。

以上